

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年3月28日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

公益社団法人宇治市観光協会(以下、「観光協会」という。)が指定管理者を務める公の施設のうち、産業地域振興部観光振興課が所管する宇治市市営茶室及び宇治市観光センターの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、次の点に着眼し実施した。

### 1 指定管理者

- (1) 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
- (2) 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか

### 2 所管課

- (1) 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
- (2) 指定管理料は適正に算定されているか
- (3) 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、観光協会及び産業地域振興部観光振興課における公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和2年度の事務(一部令和3年度の事務を含む。)を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和4年1月5日から31日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年2月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 観光協会の概要

### 1 目的及び設立

観光協会は、その定款によれば、「宇治市及びその周辺地域における観光に関する事業を行い、住みよい地域づくりと、地域経済の活性化及び地域文化の振興に寄与すること」を目的とし、昭和61年5月に設立された。

### 2 事業

観光協会は、その設立目的を達成するために、定款に基づき、次の事業を行っている。

- (1) 観光に関する広報宣伝、行催事の実施及び観光地の整備
- (2) 観光客の利便の増進
- (3) 観光産業従事者に対する教育研究並びに地元産品の改善指導及び販売
- (4) 観光に関する調査研究及び情報の収集提供
- (5) 行政機関、観光関連団体等との連絡協調
- (6) 宇治市からの委託による施設の管理運営
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 3 組織(令和3年6月23日現在)

- (1) 会員  
正会員 295 特別会員 4
- (2) 役員  
理事 17名(会長1名、副会長3名、専務理事1名を含む。) 監事 2名
- (3) 意思決定機関  
総会…正会員で構成。事業計画、予算決算等の重要事項を議決  
理事会…理事で構成。事業執行を議決  
専門委員会…理事会の議決で設置

### 4 所在地

宇治市宇治里尻5番地の9

## 第7 監査対象施設の概要

### 1 宇治市市営茶室

- (1) 施設
  - ア 所在地 宇治市宇治塔川1番地の5
  - イ 竣工時期 平成5年3月
  - ウ 構造等 木造平屋建(数寄屋造)
  - エ 敷地面積 247.47 m<sup>2</sup>
  - オ 建築面積 99.27 m<sup>2</sup>
  - カ 延床面積 86.27 m<sup>2</sup>
- (2) 業務
  - ア 観光客等への宇治茶の提供業務
  - イ 茶室の専用使用の受け付けに関する業務
  - ウ 利用者等の把握
  - エ 観光客等の接遇に関する業務
  - オ 施設の維持管理、その他の業務

- (3) 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 指定管理者選定方法 非公募
- (5) 利用実績(入席者数) 令和2年度 1,908人(令和元年度 18,782人)

## 2 宇治市観光センター

### (1) 施設

- ア 所在地 宇治市宇治塔川2番地
- イ 竣工時期 昭和57年5月
- ウ 構造等 鉄筋コンクリート造 2階建
- エ 敷地面積 942.14㎡
- オ 建築面積 283.50㎡
- カ 延床面積 490.00㎡

### (2) 業務

- ア 観光客等への観光案内業務
- イ 観光客等の休憩に関する業務
- ウ 観光客等接待用給茶器の管理業務
- エ 資料等の展示業務
- オ 展示会場及び和室の使用受けに関する業務
- カ 施設の維持管理、その他の業務

- (3) 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 指定管理者選定方法 非公募
- (5) 利用実績(貸館件数) 令和2年度 52件(令和元年度 127件)

## 第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。今後とも、引き続き適正な施設管理に努められたい。

### 記

#### 1 観光協会

- (1) 宇治市市営茶室の管理運営について  
市に報告のあった入席者数と保管されている茶席券の半券数の一部に齟齬が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 宇治市市営茶室の指定管理料の会計処理について  
適正に処理されていた。
- (3) 宇治市観光センターの管理運営について  
使用許可手続の不備が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 宇治市観光センターの指定管理料の会計処理について

適正に処理されていた。

2 産業地域振興部観光振興課

(1) 指定管理者の指定について

適正に処理されていた。

(2) 指定管理料の算定について

宇治市市営茶室及び宇治市観光センターの指定管理料に費用の混在が見受けられた。施設毎の管理費用を精査され、仕様書を改善されたい。

(3) 指定管理者に対する指導等について

指定管理者に一部指摘事項が見受けられたので、適正な施設管理事務が執行されるよう、指定管理者に対する指導を徹底されたい。

(4) その他施設の管理について

市民及び観光客の利便性向上のため、宇治市観光センターの適切な維持管理を要望する。